

支給認定に関すること

No.	質問	回答
1	支給認定とは何ですか。	「保育の必要性」の認定です。 申請により川越市が認定を行い、保育の必要性の有無や必要量等の内容を記載した「支給認定証」を交付します。 ※支給認定証は、保育園等の入園の可否を決定するものではありません。
2	3号認定から2号認定に変わる際も変更申請が必要ですか。	手続きは必要ありません。 3号認定の児童が3歳の誕生日を迎えた際には、自動的に2号認定に切り替わり、保育課から新しい支給認定証を送付いたします。
3	月120時間未満の就労でも、標準時間認定を希望することは可能ですか。	可能です。 勤務時間帯等により常時延長保育になる場合は、標準時間認定への変更が可能です。(残業等、日によって異なる場合は変更できません。) 標準時間を希望する場合は、入園の申込み時に「家庭状況調査票」の標準時間保育希望の欄にチェックをしてください。
4	標準時間認定の場合、毎日11時間預けられますか。	必ずしも11時間利用できる訳ではなく、保育が必要と認められる時間までのお預かりになります。利用時間は各保育施設とご調整ください。 あくまでも、利用可能な最大の時間が11時間です。